

## 【Q 防災対策】

**Q 社会福祉施設における防災対策について教えてください。**

A

社会福祉施設は、老人・児童・心身障害者・幼児等災害時に特に配慮を要する者が入所していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要があります。

次の事項について、定期的に点検、確認等を行うとともに、その結果明らかとなった問題点について速やかに改善措置を講ずることが重要です。

## 1 職員等の防災意識の高揚

施設の管理者は、災害発生を未然防止するため、職員、入所者等に対し、日頃から防災意識の植付け・育成に留意するとともに、災害による人身事故が発生しないよう最大限に配慮すること。

## 2 防火管理体制の整備

施設の管理者は、施設の実態に即した防火管理体制の整備を図るとともに、全職員の責任分担を明確にし、非常時に迅速かつ円滑に機能するよう確認を行うこと。

## 3 消防用設備及び避難設備等の点検

消火設備、警報設備、避難設備等の整備は、非常時に対処するためには不可欠であり、設備の設置確認と常時機能するかの管理点検を行うこと。

## 4 有効な避難訓練の実施

職員、入所者に対し避難場所、避難経路等避難時における知識を周知させるとともに、非常時に迅速、安全な避難が行えるよう避難訓練を適宜実施すること。  
なお、夜間の災害の発生を想定して、夜間の避難訓練も併せて実施すること。

## 5 消防機関等関係諸機関との協力体制の確立

消防機関はもとより、地域の消防組織等との連絡を密にし、施設の実態を十分認識してもらうとともに、避難消火等が円滑に実施できるよう協力体制の確立に努めること。

6 危険物の管理

防火管理責任者は、常時暖房器具類の管理はもとより、プロパンガス、重油等の危険物の保管状況について十分点検、確認を行うこと。

7 その他

入所者で自力避難が困難な者は、避難が容易にできる場所に可能な限り部屋換えを行うこと。

非常口、避難用具等の付近に障害物を置かないように細やかな防災対策に心がけること。

複数の施設が併設されている場合は、合同で訓練を行うなど連携を図ること。